

青森県報

号外第九十四号

平成十六年
十二月二十七日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) …… 一
 青森県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規
 則…………… (同) …… 六

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十四号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改
 正する。

第一条の二中「別表」を「別表第一」に改める。

第二十六条の次に次の八条を加える。

(駐車場利用承認の申請)

第二十七条 条例第二十九条第一項の承認を受けようとする者は、駐車場利用承認申
 請書(第三十二号様式)に自動車検査証の写しその他知事が必要と認める書類を添

えて知事に提出しなければならない。

(駐車場利用承認書)

第二十八条 知事は、条例第二十九条第一項の承認をしたときは、駐車場利用承認書
 (第三十三号様式)を交付するものとする。
 (規則で定める額)

第二十九条 条例第三十条第一項に規定する規則で定める額は、別表第二のとおりと
 する。

(駐車場の使用料の徴収方法)

第三十条 条例第三十条第一項の使用料(以下「駐車場の使用料」という。)は、条
 例第二十九条第一項の承認に係る利用期間の初日から駐車場を明け渡した日まで徴
 収する。

2 前項の場合において、その月の利用期間が一月に満たないときは、その月の駐車
 場の使用料は、日割計算によつて徴収する。

3 知事は、条例第二十九条第一項の承認を受けた者(以下「駐車場利用者」という。)が
 第三十四条に規定する手続を経ないで駐車場を明け渡したときは、第一項の規定
 にかかわらず、明け渡した日を認定し、その日までの駐車場の使用料を徴収するも
 のとする。

(駐車場の使用料の納期限)

第三十一条 駐車場の使用料は、毎月末日(駐車場利用者が月の中で駐車場を明け
 渡すときは、当該駐車場の明渡しを行う日)までに、その月分を納付しなければな
 らない。

(駐車場の使用料の減免)

第三十二条 条例第三十条第二項の規定により駐車場の使用料の減免を受けようとする
 者は、駐車場使用料減免申請書(第三十四号様式)にその理由を証明する書類を
 添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があつたときは、その減免の可否を決定し、駐車場使用料減
 免決定通知書(第三十五号様式)により通知するものとする。

(駐車場利用変更届)

第三十三条 駐車場利用者は、駐車する車両又は駐車する車両の所有者若しくは使用
 者の氏名若しくは名称に変更があつたときは、速やかに駐車場利用変更届(第三十
 六号様式)を知事に提出しなければならない。
 (返還届)

第三十四条 駐車場利用者は、駐車場を明け渡そうとするときは、明渡しの日の五日前までに、明渡しの年月日を記載した書面を知事に提出しなければならない。
別表野木和団地の項から白山台団地の項までの規定中「通路」の下に、「駐車場」を加え、同表ちとせ団地の項中「」を「」に改め、同表松島団地の項から金谷団地の項までの規定中「通路」の下に、「駐車場」を加え、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。
別表第二(第二十九条関係)

区 分		金額(月額)
野木和団地	駐車区画A	二千二百円
	駐車区画B	二千二百円
	駐車区画A	二千四百円 (未舗装の駐車区画にあつては、千二百円)
幸畑団地	駐車区画B	二千二百円
	駐車区画C	二千二百円
	駐車区画D	千九百円
桜川団地	駐車区画A	三千八百円
	駐車区画B	三千百円
	駐車区画C	二千九百円
小柳団地	駐車区画A	三千五百円
	駐車区画B	三千五百円
	駐車区画A	二千百円

城西団地	ヘイサイド柳川	駐車区画C	二千五百円	
		駐車区画B	三千円	
		駐車区画A	三千百円	
		駐車区画G	千九百円	
		駐車区画F	二千円	
		駐車区画E	二千百円	
		駐車区画D	二千三百円	
		駐車区画C	二千四百円	
		駐車区画B	二千二百円	
		駐車区画A	二千三百円	
		南桜川団地	駐車区画B	二千七百円
			駐車区画A	二千七百円
			駐車区画C	二千九百円
			駐車区画B	三千円
		浜館団地	駐車区画A	三千百円
			駐車区画C	二千円
駐車区画B	二千円			
平和台団地	駐車区画B	二千円		

是川団地	駐車区画D	白銀台団地	多賀台団地	旭ヶ丘団地	茂森団地	宮園第二団地	宮園第一団地	宮園団地	浜の町団地	城東団地	小沢第一団地	小沢団地			
	駐車区画C												駐車区画B	駐車区画A	
	駐車区画B												駐車区画A	駐車区画B	駐車区画A
	駐車区画A												駐車区画B	駐車区画A	駐車区画B
千九百円	二千円	千九百円	八百円	二千円	二千六百円	二千七百円	二千六百円	二千六百円	千九百円 (未舗装の駐車区画にあつては、八百円)	二千四百円	二千円	二千二百円			

第三十一号様式の次に次の五様式を加える。

金谷団地	山田団地	昭和団地	中央団地	桜町団地	上平団地	広田団地	新宮団地	松島団地	ちとせ団地	白山台団地	岬台団地	河原木団地														
												駐車区画D	駐車区画C	駐車区画B	駐車区画A											
												千五百円	千四百円	千五百円	千八百円	千二百円	千四百円 (未舗装の駐車区画にあつては、三百円)	千七百円	千六百円	千七百円	二千六百円	二千円	三千百円	三千二百円	三千二百円 (未舗装の駐車区画にあつては、二千円)	二千二百円

第34号様式 (第32条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
利用者氏名 (印)

駐車場使用料減免申請書

青森県営住宅条例第30条第2項の規定により駐車場の使用料の減免を受けた
いので、下記のとおり申請します。

記

1 希望する減免の内容

減免を受けようとする金額	月額	円
減免を受けようとする期間	年 月 日から	年 月 日まで

2 減免を希望する理由

- 注 1 減免を希望する理由を証明する書類を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第35号様式 (第32条関係)

年 月 日

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
利用者氏名 殿

青森県知事 (印)

駐車場使用料減免決定通知書

さきに申請のあつた駐車場の使用料の減免について、下記のとおり決定したの
で通知します。

記

金額	月額	円
期 間	年 月 日から	年 月 日まで

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第36号様式 (第33条関係)

青森県知事 殿

年 月 日

所在地

住宅の番号

県管住宅所在地

利用者氏名

駐車場利用変更届

下記のとおり変更があつたので、青森県県管住宅規則第33条の規定により届け出ます。

記

変 更 事 項	旧	新	変更年月日
車 種 名			
自動車登録番号又は 車両番号			
長 せ	cm	cm	
幅	cm	cm	
高 せ	cm	cm	
所有者の氏名又は名称			
使用者の氏名又は名称			

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

附 則

- この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 青森県県管住宅条例の一部を改正する条例（平成十六年十月青森県条例第五十四号）による改正後の青森県県管住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）第二十九条第一項の承認を受けようとする者は、この規則の施行前においても改正後の青森県県管住宅規則第二十七条の規定の例により、同項の承認の申請をすることができる。

青森県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十五号

青森県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

青森県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成九年七月青森県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第一」に改める。

第十八条の次に次の七条を加える。

（駐車場利用承認の申請）

第十九条 条例第二十一条第一項の承認を受けようとする者は、駐車場利用承認申請書（第十八号様式）に自動車検査証の写しその他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

（駐車場利用承認書）

第二十条 知事は、条例第二十一条第一項の承認をしたときは、駐車場利用承認書（第十九号様式）を交付するものとする。

（規則で定める額）

第二十一条 条例第二十二条に規定する規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

（駐車場の使用料の徴収方法）

第二十二条 条例第二十二条の使用料（以下「駐車場の使用料」という。）は、条例第二十一条第一項の承認に係る利用期間の初日から駐車場を明け渡した日まで徴収

する。

2 前項の場合において、その月の利用期間が一月に満たないときは、その月の駐車場の使用料は、日割計算によって徴収する。

3 知事は、条例第二十一条第一項の承認を受けた者(以下「駐車場利用者」という。)が第二十五条に規定する手続を経ないで駐車場を明け渡したときは、第一項の規定にかかわらず、明け渡した日を認定し、その日までの駐車場の使用料を徴収するものとする。

(駐車場の使用料の納期限)

第二十三条 駐車場の使用料は、毎月末日(駐車場利用者が月の途中で駐車場を明け渡すときは、当該駐車場の明け渡しを行う日)までに、その月分を納付しなければならない。

(駐車場利用変更届)

第二十四条 駐車場利用者は、駐車する車両又は駐車する車両の所有者若しくは使用者の氏名若しくは名称に変更があったときは、速やかに駐車場利用変更届(第二十七号様式)を知事に提出しなければならない。

(返還届)

第二十五条 駐車場利用者は、駐車場を明け渡そうとするときは、明け渡しの日の五日前までに、明け渡しの年月日を記載した書面を知事に提出しなければならない。

別表中「通路」の下に、「駐車場」を加え、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第二十一条関係)

区 分		金 額 (月 額)
南桜川団地	駐車区画A	二千四百円 (未舗装の駐車区画にあつては、千二百円)
	駐車区画B	二千七百円
小沢団地		二千二百円
幸畑団地		二千七百円

第十七号様式の次に次の三様式を加える。

白山台団地	二千六百円
新宮団地	千六百円
中央団地	千八百円

第18号様式 (第19条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
特定公共賃貸住宅所在地
利用者氏名 (印)

駐車場利用承認申請書

下記のとおり駐車場を利用したいので、青森県特定公共賃貸住宅条例第21条第1項の規定により申請します。

記

利用開始希望 年 月 日	年 月 日		
車 種 名	自動車登録番号又は 車 両 番 号		
駐車する車両	長さ cm	幅 cm	高さ cm
	所有者の氏名又は名称		
	使用者の氏名又は名称		

- 注 1 自動車検査証の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第19号様式 (第20条関係)

年 月 日

団地名
住宅の番号 棟 号
特定公共賃貸住宅所在地
利用者氏名 殿

青森県知事 (印)

駐車場利用承認書

下記のとおり駐車場の利用を承認します。

記

駐車区画番号	年 月 日から 年 月 日まで
利用期間	
自動車登録番号又は 車 両 番 号	
使用料	月額 円
条 件	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第20号様式 (第24条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名

住宅の番号 棟 号

特定公共賃貸住宅所在地

利用者氏名

駐車場利用変更届

下記のとおり変更があったので、青森県特定公共賃貸住宅条例施行規則第24条の規定により届け出ます。

記

変 更 事 項	旧	新	変更年月日
車 種 名			
自動車登録番号又は号 車 高			
長 さ	cm	cm	
幅	cm	cm	
高 さ	cm	cm	
所有者の氏名又は名称			
使用者の氏名又は名称			

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

附 則

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例（平成十六年十月青森県条例第五十五号）による改正後の青森県特定公共賃貸住宅条例（平成九年三月青森県条例第六号）第二十一条第一項の承認を受けようとする者は、この規則の施行前においても、改正後の青森県特定公共賃貸住宅条例施行規則第十九条の規定の例により、同項の承認の申請をすることが出来る。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭